

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年1月12日(2012.1.12)

【公開番号】特開2010-100583(P2010-100583A)

【公開日】平成22年5月6日(2010.5.6)

【年通号数】公開・登録公報2010-018

【出願番号】特願2008-274969(P2008-274969)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/716	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 P	3/06	(2006.01)
A 6 1 P	3/10	(2006.01)
A 2 3 L	1/30	(2006.01)
C 0 8 B	37/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/716	
A 6 1 K	9/08	
A 6 1 P	3/06	
A 6 1 P	3/10	
A 2 3 L	1/30	Z
C 0 8 B	37/00	Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年10月19日(2011.10.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

グルコースを構成糖とする - グルカンであって、メチル化分析において、下記の特徴を有する分岐 - グルカンを含有する脂質代謝改善剤。

(1) 2, 3, 6 - トリメチル - 1, 4, 5 - トリアセチルグルシトールと 2, 3, 4 - トリメチル - 1, 5, 6 - トリアセチルグルシトールの比が 1 : 0.6 乃至 1 : 4 の範囲にある；

(2) 2, 3, 6 - トリメチル - 1, 4, 5 - トリアセチルグルシトールと 2, 3, 4 - トリメチル - 1, 5, 6 - トリアセチルグルシトールとの合計が部分メチル化グルシトールアセテートの 60% 以上を占める；

(3) 2, 4, 6 - トリメチル - 1, 3, 5 - トリアセチルグルシトールが部分メチル化グルシトールアセテートの 0.5% 以上 10% 未満である；及び

(4) 2, 4 - ジメチル - 1, 3, 5, 6 - テトラアセチルグルシトールが部分メチル化グルシトールアセテートの 0.5% 以上である。

【請求項2】

分岐 - グルカンの 重量平均分子量 (Mw) が 200,000 以下であり、かつ、重量平均分子量 (Mw) を数平均分子量 (Mn) で除した値 (Mw / Mn) が 20 未満である請求項1記載の脂質代謝改善剤。

【請求項3】

分岐 - グルカンが、イソマルトデキストラナーゼ (EC 3.2.1.94) 消化に

より、消化物の固形物当たりイソマルトースを25質量%以上50質量%以下生成することを特徴とする請求項1又は2記載の脂質代謝改善剤。

【請求項4】

分岐 - グルカンが、高速液体クロマトグラフ法（酵素 - HPLC 法）により求めた水溶性食物纖維含量が40質量%以上であることを特徴とする請求項1乃至3のいずれかに記載の脂質代謝改善剤。

【請求項5】

分岐 - グルカンと共に医薬品添加物及び医薬部外品添加物から選ばれる1種または2種以上の添加剤を配合してなる請求項1乃至4の何れかに記載の脂質代謝改善剤。

【請求項6】

分岐 - グルカンを0.5質量%以上含有する液状の形態であることを特徴とする請求項1乃至5のいずれかに記載の脂質代謝改善剤。